

鞍手町コミュニティバス運行業務に係る公募型プロポーザル実施要項

鞍手町コミュニティバス運行業務プロポーザル実施要項（以下「本要項」という。）は、鞍手町コミュニティバス運行業務（以下「本業務」という。）の事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

第１ 募集の趣旨

鞍手町（以下「発注者」という。）は、令和６年３月に策定した地域公共交通のマスタープランとなる「鞍手町地域公共交通計画」に基づき、町内幹線軸を確保・維持することを目的として、コミュニティバス「すまいるバス みやわか線」（以下「コミュニティバス」という。）を運行している。

本業務は、コミュニティバスに係る運行業務等のことであり、本町の方針や計画内容を十分に理解したうえで、本町の地域特性に合わせ運行することのできる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集するものである。

第２ 業務概要

- | | |
|--------|---|
| 1 業務名 | 鞍手町コミュニティバス運行業務 |
| 2 業務内容 | 鞍手町コミュニティバスの運行
詳細については、「鞍手町コミュニティバス運行業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照。 |
| 3 契約金額 | 運行に要する経費から運賃や補助金等の収入を差し引いた金額をもとに、発注者と受注者で協議のうえ決定した金額 |
| 4 契約期間 | 令和８年４月１日から令和１２年３月３１日まで |

第３ 募集要領

1 選定方針

都市整備課が参加資格審査を実施し、本要項に定める要件を満たす提案者をプロポーザル審査対象として選定する。また、プロポーザル審査として、「鞍手町地域公共交通の運行に係る事業者選定審査委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類審査を行い、本業務を実施する事業者となる候補者を選定する。

選定委員会の審査結果において、評価の最も高い提案者を候補者とし、次に評価の高い提案者を次点候補者とする。なお、この書類審査に参加した他の提案者の情報、選定結果及び評価点は公開しない。選定結果については、提案者全員に対し事後の結果のみ通知する。

2 スケジュール

	項 目	期日等
①	公告（公募開始）	令和7年10月1日（水）
②	質問受付期限	令和7年10月14日（火）正午まで
③	質問回答	令和7年10月17日（金）
④	業務提案書等の提出	令和7年11月11日（火）正午まで
⑤	書類審査	令和7年11月中
⑥	結果通知	令和7年11月中
⑦	契約締結（予定）	令和7年12月中

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす単体企業とする。

- （1） 過去3年以上にわたり、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業を実施していること。また、令和7年3月末日までに本事業に係る同法第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得することができること、かつ、当該区域の運行についての国土交通省の許可・運賃認可等を完了し、運行開始日から問題なく運行を開始できること。
- （2） 鞍手町又は隣接自治体に本社、支店もしくは営業所を有するか、又は速やかな対応が可能な場所にこれを有しており、事故の発生等本業務遂行に障害が発生した場合には、関係機関への連絡や代替車両の手配など迅速な対応ができること。
- （3） 提案募集から契約締結までの間において、国土交通大臣から道路運送法第40条に定める事業用自動車の使用の停止若しくは事業の停止処分又は同法第79条の12に定める業務の全部若しくは一部の停止処分の措置を受けていないこと。
- （4） 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - ② 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
 - ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
 - ⑤ 参加表明書提出時点において、鞍手町指名停止等措置要綱（平成26年鞍手町告示第89号）に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けていない者であること。ただし、参加表明書提出から選定結果の通知の日までの間に、鞍手町指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分、指名回避又は国そ

の他の自治体等においてこれに準じる措置を受けた者は失格とする。

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）に規定する暴力団及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ⑦ 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者。

4 実施要項、資料類の配布

- (1) 配布期間 令和7年10月1日（水）から
- (2) 配布方法 実施要項、仕様書及び各様式は、鞍手町ホームページ内の本プロポーザルに係るページから必要に応じてダウンロードし、使用すること。

第4 プロポーザルの手続き

1 実施要項等に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
令和7年10月1日（水）から令和7年10月14日（火）正午まで
- (2) 提出方法
質問書（様式1）に記入し、メールにて提出すること。また、送信後、開庁時間内に電話で着信確認を行うこと。
- (3) 提出先
鞍手町役場 都市整備課 都市交通係
住所 鞍手郡鞍手町大字小牧2080番地2
電話 0949-42-2119
Email toshi@town.kurate.lg.jp【要着信確認】
- (4) 質問回答
質問に対する回答は一括してとりまとめ、令和7年10月17日（金）に鞍手町ホームページ内の本プロポーザルに係るページにて掲載する。
なお、質問のあった事業者名は公表しないこととし、回答内容は、本要項及び仕様書等の追加、修正事項として取り扱う。

2 業務提案書等の提出

- (1) 提出期間
令和7年10月1日（水）から令和7年11月11日（火）正午まで
- (2) 提出方法
提出書類は、持参又は郵送等とする。
受付時間は、当該期間中の平日8時30分から17時15分（期間末日は正午）までとする（郵送、宅配便による提出の場合は期間内必着のこと。）。
- (3) 提出場所
本要項「第4 プロポーザルの手続き、1 実施要項等に関する質問の受付及び回答、(3) 提出先」に同じ。
- (4) 提出書類
ア〜クは1部、ケは12部提出すること。
ア 様式2 参加表明書

- イ 様式3 暴力団排除に関する誓約書
- ウ 様式4 使用印鑑届出書
- エ 様式5 委任状
- オ — 直近の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
- カ — 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税〔その3の3〕）
- キ — 商業登記簿謄本（登記事項証明書）
- ク 様式6 見積書及び見積内訳書
- ケ 業務提案（自由様式）

(5) 作成要領

ア 共通

提出する様式等の規格は、日本産業規格A列4番（以下「A4」という）。とする。
ただし、業務提案については、日本産業規格A列3番（以下「A3」という。）も可とするが、提出の際はA4サイズに折り込むこと。

イ 様式2 参加表明書

代表者印を押印の上、提出すること。

ウ 様式4 使用印鑑届出書～商業登記簿謄本（登記事項証明書）

鞍手町に対する令和7年度の競争入札参加資格申請が済んでいる場合は提出不要とする。また、様式5 委任状は、受任者を置かない場合には提出不要とする。なお、その他必要に応じて資料（印鑑証明書の写し等）を添付すること。

エ 様式6 見積書及び見積内訳書

仕様書を参照の上、見積書を下表のとおり提出すること。なお、見積金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、税率は10%で計算すること。

路線名	提出様式
すまいるバス みやわか線	様式6 見積書及び見積内訳書①②

※令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間（12/31～1/3の年末年始4日間を除く361日）運行したと仮定し算出すること。

オ 業務提案（自由様式）

(ア) 本町の方針や計画内容を十分に理解した上で、提案者の意欲や実施体制、仕様書「7. 業務内容(1)～(3)」の業務ごとの支援内容等を記載すること。

(イ) A4縦片面又はA3横片面で作成（サイズ混在は認めない。）すること。なお、複数枚になる場合は、ページ番号を記載し、用紙左側をホッチキス2点留めで提出すること。

(ウ) 文字の大きさは、原則10.5ポイント以上（図表中を除く）とすること。また、文書を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等の使用は認めるが、別添の参考資料は認めない。なお、基本的な考え方をわかりやすく簡潔に記述すること。

(エ) 提案者を特定することができる内容の記述（社名や実績の名称など）は用いないこと。

(オ) 業務提案書等の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。

3 様式等の作成上の留意事項

使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外

の書類や図面等は受理しない。

4 参加資格審査

提出された参加表明書等による提出書類を基に資格審査を実施し、本要項「第3 募集要領、3 参加資格要件」を満たさない場合は書類審査を行わない。

5 書類審査の実施方法

(1) 書類審査

選定方法は原則、選定委員会による書類審査のみとし、面接審査（プレゼンテーション）は行わないものとする。また、必要に応じて都市整備課がヒアリングを実施する場合がある。

(2) 審査方法及び結果の通知

書類審査の評価点を踏まえ、最も評価の高い提案者を候補者とし、次に評価の高い提案者を次点候補者として選定し、候補者として特定した旨の通知を行う。また、候補者とならなかった提案者にも、審査結果をメール及び書面で通知する。ただし、審査の評価点の合計が、満点の5割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。

なお、この審査の経過及び結果に対する問合せ並びに異議申し立ては、一切受け付けない。

(3) 優先順位

評価合計点が最も高い提案者が複数いた場合は、次のとおり候補者を決定する。

- ア 当該提案者の各選定委員の合計点数を比較し、最も高い点数を付けた選定委員が多い者
- イ アで同数の場合、各選定委員の合計点数の最高点と最低点（各1名）を除いた総点数上位者
- ウ 上記で決しない場合は、イ該当者間による抽選

(4) 1者提案

提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、審査の評価点の合計が、満点の5割に満たない場合には、候補者として認めないものとする。

(5) 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- ア 「第3 募集要項、3 参加資格要件」を満たしていない場合
- イ 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合
- ウ 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- エ その他、本要項に違反すると認められた場合
- オ 選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- カ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- キ 選定結果の通知の日から契約締結までの間に、鞍手町指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けた場合

6 評価要領

(1) 評価方法及び選定

- ア 価格評価及び業務提案評価を行い、候補者を選定する。
- イ 価格評価は、都市整備課において参考見積書を基に審査を行う。
- ウ 業務提案評価は、選定委員会が書類により審査を行う。
- エ 各評価の評価点合計は、次のとおりとする。

評価項目	評価配点	備考
価格評価	100点	
業務提案評価	450点	50点×委員 9 名
評価点合計	550点	

(2) 価格評価

提出された「様式 6 見積書」を基に、1 km当たりの経常費用について、下表に基づき都市整備課が評価する。

金額	配点	金額	配点
406円未満	100点	431円以上～436円未満	40点
406円以上～411円未満	90点	436円以上～441円未満	30点
411円以上～416円未満	80点	441円以上～446円未満	20点
416円以上～421円未満	70点	446円以上～451円未満	10点
421円以上～426円未満	60点	451円以上	0点
426円以上～431円未満	50点		

(参考) 国が示している福岡県の 1 km当たりの標準経常費用 420.55円

(3) 業務提案評価

- ア 提出された書類を基に、下表に基づいて選定委員会が評価する。(最高450.0点)

番号	評価項目	評価の視点	配点
1	会社に関する情報	事業者の概要、運行実績 ・営業所、車庫が町内又は隣接自治体にあるか（ただし、緊急時に即時対応可能ならこの限りではない※1） ・町内及び隣接自治体での十分な運行実績はあるか	/10
		事業実施に係る組織体制 ・指揮命令系統の明確性等、適切な運行管理体制が組まれているか	/ 5
2	利用者の利便性	利便性向上に対する取り組み ・運行経路・運行時間や運行本数並びに安全コストについて、現状以上のサービスを、現在の予算範囲内で提供する提案があるか	/10
		運転者の教育に対する取り組み ・運転者のサービスや事故防止に関する教育・研修体制が整っているか（高齢者、障がい者への対応、緊急災害時の対応等） ・苦情に対する的確な対応体制が整っているか	/10
3	運行の安全性	運転者の勤務計画 ・近年の運転手不足を踏まえ、無理のない計画で安定的に人材を確保でき、持続的な運行とサービス品質を確保できる勤務計画になっているか	/10
		事故や災害等緊急時の体制 ・事故等の非常時に適切な連絡体制と対応・補償ができるか（予備車両の用意を含む）	/ 5
業務提案に対する委員 1 人あたりの持ち点			50

※1 業務提案書に、即時対応できる体制・理由等を記載してください。

第5 契約・その他

1 契約

(1) 契約の締結

候補者として選定された者と契約交渉を行ったうえで、協議が調いしだい契約手続きを行う。ただし、この者が、契約締結までの間に本要項「第4 プロポーザルの手続き、5 審査書類の実施方法、(5) 失格」に該当すると認める場合又は何らかの事故等により契約交渉が不可能となった場合は、その者との契約の締結を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、原則として仕様書「7. 業務内容、(1)～(3)」の業務その他業務提案に記載された業務とし、候補者と提案内容や諸条件について、協議の上、契約を締結する。ただし、提案された事項が全て業務内容に反映されるとは限らない。

2 その他

提出書類の取り扱いについて、提出された資料及びその複製は、本業務の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、鞍手町は、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、鞍手町情報公開条例（平成11年鞍手町条例第1号）に基づき、参加表明書及び業務提案書等を公開することがある。

なお、提出された書類は返却しない。

以上